

一般社団法人山形県臨床検査技師会学会運営規程

第1章 総 則	(第1条～第3条)
第2章 学 会 開 催	(第4条～第8条)
第3章 組 織	(第9条～第11条)
第4章 学会企画運営	(第12条～第20条)
付 則	(1～7)

第1章 総 則

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人山形県臨床検査技師会（以下「本会」という）組織運営規程第14条第1項にもとづき、山形県医学検査学会（以下「学会」という）の運営について定める。

(名 称)

第2条 この学会は、山形県医学検査学会と称する。

(目 的)

第3条 この学会は、定款第4条の目的を達成するために、会員が学術研究成果の発表、討論および学術情報の交換を行う場として開催する。

第2章 学 会 開 催

(学会の開催)

第4条 学会は、原則として毎年1回開催する。

(主 催)

第5条 学会は、本会が主催する。

(開催地区および開催時期の決定)

第6条 本会の理事会は、立候補または推薦により学会の開催地区および開催時期を決定する。

(学会長の選出および実行委員会)

第7条 この学会の学会長は、本会の会長もしくは副会長が努め、理事会で選出される。

2 学会長は実行委員会を組織する。

(学会マニュアル)

第8条 本会の学術部は、次の事項を協議し、学会マニュアルを作成する。

- (1) 学会の方向性
- (2) 学会企画に関すること
- (3) 学会運営に関すること
- (4) 特に理事会から諮問された事項

(5) その他学会に関すること

- 2 学会マニュアルは、理事会の承認を得るものとする。
- 3 学会長は、この学会マニュアルにもとづき、学会の企画および運営に努める。

第3章 組 織

(学会の役員)

第9条 学会には、次の役員をおく。

- (1) 学会長
 - (2) 実行委員長
 - (3) 副実行委員長
 - (4) 事務局長
 - (5) 学会企画実行委員
 - (6) 学会運営実行委員
 - (7) 運営委員
- 2 実行委員長および事務局長は、学会長が選出する本会の理事でなければならない。
 - 3 副実行委員長は、学会長が選出する。
 - 4 学会企画実行委員は、本会の学術部運営規程第13条の部門長会議（以下「部門長会議」という）構成員が兼任する。
 - 5 学会運営実行委員は、学会長が選出する。
 - 6 運営委員は、学会長が要員数を理事会に提案し承認を得た後、本会の各地区へ選出を依頼する。
 - 7 学会の役員は、学会長が委嘱する。

(実行委員会の部門)

第10条 実行委員会は、次の2部門を設置し、学会長が統括する。

- (1) 学会企画部
 - (2) 学会運営部
- 2 学会企画部は、学会企画実行委員で構成する。
 - 3 学会運営部は、学会運営実行委員で構成する。
 - 4 実行委員長、副実行委員長および事務局長は、各々の部門の構成員となる。

(職 務)

第11条 学会長は、この学会を代表し、実行委員会を統括する。

- 2 実行委員長は、学会長を補佐し、実行委員会を統括する。
- 3 副実行委員長は、実行委員長を補佐する。
- 4 事務局長は、実行委員会の事務を担当するとともに、学会運営部を統括する。
- 5 学会企画実行委員と学会運営実行委員は、実行委員会業務を分担して担当する。
- 6 運営委員は、学会長が指定した業務を行う。

第4章 学会企画運営

(学会企画部と会議)

第12条 学会企画部は、別に定める学会マニュアルにもとづいて、次の事項を協議する。

- (1) 一般演題発表形式
- (2) 一般演題の受付方法と締切日
- (3) 特別講演
- (4) 特別企画
- (5) 一般演題座長選出
- (6) 学会抄録誌発行に関する事
- (7) その他学会企画に関する事

2 学会企画部会議は、部門長会議開催にあわせて学会長が召集する。ただし、学会長が必要と判断したときは、部門長会議の開催にかかわらず召集することができる。

3 学会企画部会議での決定事項は、理事会の承認を得なければならない。

(学会運営部と会議)

第13条 学会運営部は、別に定める学会マニュアルにもとづいて、次の事項を協議する。

- (1) 学会運営日程
- (2) 学会開催日時の詳細
- (3) 学会開催場所
- (4) 展示発表会
- (5) 学会運営費
- (6) 学会案内および一般演題、参加者等の受付
- (7) その他学会運営に関する事

2 学会運営部会議は、学会長が召集する。

3 学会運営部会議での決定事項は、理事会の承認を得なければならない。

(事務局会議)

第14条 事務局会議は、学会長が必要と判断したときに開催する。

2 実行委員長、副実行委員長、事務局長および学会長が指名した学会運営実行委員が出席できる。

3 事務局会議での決定事項は、学会運営部会議で承認を得なければならない。

(運営委員)

第15条 運営委員は、実行委員会の指導のもとに学会開催時の運営業務を担当する。

2 運営委員の担当する業務および要員数は、学会企画部会議で協議し、理事会で承認を得る。

(発表者の資格)

第16条 一般演題発表者は、本会の正会員および準会員とする。

2 正会員および準会員以外の者が発表しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(学会参加費)

第17条 学会に参加するものは、所定の学会参加費を支払わなければならない。

2 学会参加費の金額は、学会運営部で協議し、理事会で決定する。

3 正会員以外の入場者は、理事会の決めた金額を支払い、学会運営事項を遵守して学会に参加することができる。

(学会参加費の免除または減額)

第18条 前条の規程にかかわらず、理事会が特に認めたものについては、学会参加費を免除または減額することができる。

(学会運営費)

第19条 学会に関する経費は、学会参加費、学会関連商品展示費およびその他をもって充てるものとする。

2 部門長会議にあわせて開催する学会企画部会議の旅費は、本会より支払うものとする。

3 学会運営費の一部を、本会から事前借入することができる。

(報告義務)

第20条 学会長は学会総括を行い、理事会に報告し承認を得なければならない。

付 則

(規程の変更)

1 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(規程の施行)

2 この規程は、平成5年4月8日から施行する。

(規程の改定)

3 この規程は、平成7年2月16日に一部改定する。

4 この規程は、平成8年2月6日に改定し同日施行する。

5 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

6 この規程は、平成15年1月17日に改定する。

7 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

8 この規程は、平成17年1月26日に改定する。

9 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

10 この規程は、平成18年3月11日に改定する。

11 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

12 この規定は、平成25年5月15日に一部改定し、同日施行する。